

総合 計画	政策の柱	I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り																															
	政策名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進																															
	施策名	2 農林水産業の生産力の向上支援																															
基本事務事業名		ほ場の整備事業																															
事業名		ほ場整備事業（県営・団体営）（経営体育成基盤整備事業）																															
1. 趣旨 農地の有効利用と効率的かつ安定的な経営体（担い手）の育成を図るため、担い手への農地利用集積促進等を条件に、ほ場整備などの生産基盤の整備等を実施する。																																	
2. 事業概要 (1) 経営体育成基盤整備事業																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の内容</th> <th>実施要件</th> <th>補助率(%)</th> <th>実施地区数</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区画整理 農業用排水施設 農道 暗渠排水 客土 上記に関連のある生産基盤・生活環境整備</td> <td>受益面積 20ha 以上 担い手への一定割合以上の農地集積 認定農業者の一定割合以上の増加</td> <td>国：50 県：25-27.5</td> <td>14 地区</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>					事業の内容	実施要件	補助率(%)	実施地区数	適用	区画整理 農業用排水施設 農道 暗渠排水 客土 上記に関連のある生産基盤・生活環境整備	受益面積 20ha 以上 担い手への一定割合以上の農地集積 認定農業者の一定割合以上の増加	国：50 県：25-27.5	14 地区																				
事業の内容	実施要件	補助率(%)	実施地区数	適用																													
区画整理 農業用排水施設 農道 暗渠排水 客土 上記に関連のある生産基盤・生活環境整備	受益面積 20ha 以上 担い手への一定割合以上の農地集積 認定農業者の一定割合以上の増加	国：50 県：25-27.5	14 地区																														
(2) 21世紀しまねの農業担い手育成基盤整備促進事業 基盤整備の実施を契機として、担い手への農地の利用集積を促進し、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成を図るために実施。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の内容</th> <th>実施要件等</th> <th>補助率(%)</th> <th>実施地区数</th> <th>適用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地利用調整 指導事業</td> <td rowspan="2">担い手の集積シェアが一定割合以上</td> <td>国：－ 県：100</td> <td>7 地区</td> <td>県が行う、土地利用調整活動に係る指導経費</td> </tr> <tr> <td>土地利用調整 推進事業</td> <td>国：－ 県：50</td> <td>9 地区</td> <td>土地改良区等が行う、土地利用調整活動への支援</td> </tr> <tr> <td>利用権等加算促進費</td> <td>利用権等の設定率が一定割合以上となること</td> <td>国：－ 県：100</td> <td>5 地区</td> <td></td> </tr> <tr> <td>作付連担化加算促進費</td> <td>作付連担化率の増が 5% 以上</td> <td>国：－ 県：100</td> <td>3 地区</td> <td>H14 採択地区まで</td> </tr> <tr> <td>農地流動化促進事業</td> <td>利用権等の設定率が一定割合以上となること</td> <td>国：－ 県：100</td> <td>1 地区</td> <td>県営中山間地域総合整備事業におけるほ場整備事業を対象</td> </tr> </tbody> </table>					事業の内容	実施要件等	補助率(%)	実施地区数	適用	土地利用調整 指導事業	担い手の集積シェアが一定割合以上	国：－ 県：100	7 地区	県が行う、土地利用調整活動に係る指導経費	土地利用調整 推進事業	国：－ 県：50	9 地区	土地改良区等が行う、土地利用調整活動への支援	利用権等加算促進費	利用権等の設定率が一定割合以上となること	国：－ 県：100	5 地区		作付連担化加算促進費	作付連担化率の増が 5% 以上	国：－ 県：100	3 地区	H14 採択地区まで	農地流動化促進事業	利用権等の設定率が一定割合以上となること	国：－ 県：100	1 地区	県営中山間地域総合整備事業におけるほ場整備事業を対象
事業の内容	実施要件等	補助率(%)	実施地区数	適用																													
土地利用調整 指導事業	担い手の集積シェアが一定割合以上	国：－ 県：100	7 地区	県が行う、土地利用調整活動に係る指導経費																													
土地利用調整 推進事業		国：－ 県：50	9 地区	土地改良区等が行う、土地利用調整活動への支援																													
利用権等加算促進費	利用権等の設定率が一定割合以上となること	国：－ 県：100	5 地区																														
作付連担化加算促進費	作付連担化率の増が 5% 以上	国：－ 県：100	3 地区	H14 採択地区まで																													
農地流動化促進事業	利用権等の設定率が一定割合以上となること	国：－ 県：100	1 地区	県営中山間地域総合整備事業におけるほ場整備事業を対象																													
3. 事業実施主体 経営体育成基盤整備事業：県 21世紀しまねの農業担い手育成基盤整備促進事業：県、市町村、土地改良区																																	
4. 当初予算額 経営体育成基盤整備事業： 2,121,000 千円 21世紀しまねの農業担い手育成基盤整備促進事業： 73,392 千円																																	

総合 計画	政策の柱	I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り																	
	政策名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進																	
	施策名	2 農林水産業の生産力の向上支援																	
基本事務事業名		農道の整備事業																	
事業名		農道整備事業（県営・団体営）（中山間地域総合整備事業）																	
<p>1. 趣旨</p> <p>農業の生産条件等が不利な中山間地域において、地域の立地条件に即した生産基盤や農村環境等の整備を一体的・総合的に行い、中山間地域が持っている多面的な機能を活かした農業の振興と、活力ある農村づくりの促進を図る。</p>																			
<p>2. 事業概要</p> <p>(1) 対象地域</p> <p>過疎、振興山村、離島等の法令指定を受けている市町村、又はこれらに準ずる市町村であって、林野率が50%かつ傾斜度1/100以上の農用地面積が50%以上を占めている地域。</p> <p>(2) 事業の内容</p> <p>農業生産基盤整備事業（用排水施設、農道、ほ道、農地防災、暗渠排水等）や、農村生活環境整備事業（集落道、営農飲雑、防災安全施設、農村公園、活性化施設等）など。</p> <table border="1" data-bbox="221 1243 1267 1729"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>事業主体</th> <th>実施要件</th> <th>補助率(%)</th> <th>実施地区数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県営</td> <td>県</td> <td>農業生産基盤整備に係る 受益面積が60ha以上</td> <td>国：55(離島：60) 県：30~0</td> <td>8地区</td> </tr> <tr> <td>団体営</td> <td>市町村</td> <td>農業生産基盤整備に係る 受益面積が20ha以上</td> <td>国：55(離島：60) 県：20~0</td> <td>1地区</td> </tr> </tbody> </table>					区分	事業主体	実施要件	補助率(%)	実施地区数	県営	県	農業生産基盤整備に係る 受益面積が60ha以上	国：55(離島：60) 県：30~0	8地区	団体営	市町村	農業生産基盤整備に係る 受益面積が20ha以上	国：55(離島：60) 県：20~0	1地区
区分	事業主体	実施要件	補助率(%)	実施地区数															
県営	県	農業生産基盤整備に係る 受益面積が60ha以上	国：55(離島：60) 県：30~0	8地区															
団体営	市町村	農業生産基盤整備に係る 受益面積が20ha以上	国：55(離島：60) 県：20~0	1地区															
<p>3. 事業実施主体</p> <p>県又は市町村</p>																			
<p>4. 当初予算額</p> <p>県 営： 1, 5 6 0, 3 0 0 千円</p> <p>団 体 営： 9 2, 9 0 2 千円</p>																			

総合 計画	政策の柱	Ⅲ豊かな環境のもとに快適な生活ができる島根の国造り
	政策名	4 快適な暮らしの実現
	施策名	2 快適な居住環境づくり
基本事務事業名		農業集落排水施設の整備事業
事業名		農業集落排水施設整備事業（県営・団体営）（農業集落排水整備事業）

1. 趣旨

農業集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設や循環利用を目的とした施設を整備し、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持、又は農村生活環境の改善を図り、ひいては公共用水域の水質保全に資する。

2. 事業概要

(1) 事業の内容

- ① 農業振興地域内の農業集落を対象とした管路施設、汚水処理施設、及びこれに付帯する施設の整備
- ② 処理施設に併せ汚泥・処理水再利用のための資源循環施設の整備

(2) 実施地区数 16 地区

(3) 事業制度

補助金（農業集落排水資源循環統合補助事業、農業集落排水統合補助事業）
 交付金（汚水処理施設整備交付金）

- (4) 補助率 国：50%
 県：後年度に県交付金により支援

(5) 県交付金

下水道普及促進対策交付金（下水道推進課から交付）

（目的）新たな処理区着工を促進するための交付金制度

（内容）実施事業費の市町村及び受益者負担部分に次の交付率により次年度から5年間で交付

（交付率）

区分	要件	財政力指数・普及率	交付率		交付期間	
			補助事業	単独事業		
新規事業	(7)集合処理区未着手市町村	H14 から H17 の間に着手した最初の処理区	市・町村の	50%	20%	事業着手 後5年間
	(4)未着手処理区を有する市町村	H14 から H17 の間に新たに着手した処理区	平均以下	40%	16%	
継続事業	(9)ア、イに該当しない場合	継続処理区又はア、イの処理区で5年間を経過した処理区	—	30%	12%	H23 まで
市町村合併の特例		合併重点支援地域の指定を受けた市町村で、H15 から H17 の間に新たに着手した処理区	普及率 25%以下	50%	20%	事業着手 後5年間

※なお、平成18年度以降に新たに着手した処理区については、普及率65%未満の市町村を対象とする。

3. 事業実施主体

市町村

4. 当初予算額

農業集落排水事業費（補助金） 1, 0 1 9, 3 9 6 千円

汚水処理施設整備交付金（交付金） 1 3, 2 0 0 千円（県指導監督費）

総合 計画	政策の柱	I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り		
	政策名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進		
	施策名	2 農林水産業の生産力の向上支援		
基本事務事業名		ほ場の整備事業		
事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
ほ場整備事業 (県営・団体営)				
農地等高度利用促進元気な地域づくり交付金		58,405 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域特性に応じた多様な農業経営を実現するため、農地の高度利用、農用地の利用集積の加速的な推進を図るようきめ細かい基盤の整備を行う。 ○ 事業内容 農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理等 ○ 補助率 国 基本 50% (5 法指定 55%) 県 5 ~ 20 % ○ 実施地区 6 地区 	市町村 土地改良区等
基本事務事業名		農道の整備事業		
事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農道整備事業 (県営・団体営)				
基盤整備促進元気な地域づくり交付金		333,930 千円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農産物の需給動向に係る輸送コストの軽減を図るため、農道網を中心とした生産基盤整備等を行う。 ○ 事業内容 農業用排水施設、農道、暗渠排水、客土、区画整理等 ○ 補助率 国 基本 50% (5 法指定 55%) 県 5 ~ 20 % ○ 実施地区 10 地区 	市町村 土地改良区等

総合 計画	政策の柱	I 活力と働き場を生み出す産業が力強く展開する島根の国造り		
	政策名	2 戦略的な生産・販売による創造的な産業活動の促進		
	施策名	2 農林水産業の生産力の向上支援		
基本事務事業名		国からの委託調査事務		
事業名		当初予算額	事業概要	事業実施主体
農業基盤整備基礎調査等事務				
農地・水・農村環境保全向上活動支援実験事業		25,000 千円	<p>・平成 17 年 10 月に決定された経営所得安定対策等大綱において、地域ぐるみの効果の高い共同活動と農業者ぐるみの先進的な営農活動を、一体的かつ総合的に支援する「農地・水・環境保全向上対策」を実施することとされた。</p> <p>この施策の平成 19 年度からの導入に向け、試行的に支援を行い、施策の実効性について検証する。</p> <p>○事業内容</p> <p>①モデル支援事業</p> <p>②推進検証事業</p> <p>○補助率</p> <p>①国 50%、県 25%</p> <p>②国 100%</p> <p>○実施地区</p> <p>13 地区</p>	県 市町村 地域協議会 等